

# 第10章 資料編

(1) 調布市子ども条例

平成17年3月23日

条例第2号

## 目次

前文

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 人権の尊重（第4条）

第3章 子どもとその家庭への支援（第5条—第12条）

第4章 協働の取組（第13条—第17条）

第5章 計画の推進（第18条・第19条）

第6章 雑則（第20条—第22条）

附則

子どもは、個性が認められ、自分らしく生きる権利をはじめ、個人の尊厳を持ったかけがえのない存在である。

子どもは、調布の「宝」、「未来への希望」であり、喜びや悲しみを共有する家族、友人及び地域の深い愛情に包まれて、社会の一員として大人と共に今を生き、次代を担っている。

私たちの願いは、子どもが、家庭や地域のぬくもりと恵まれた自然の中で、安全かつ快適にのびのびと遊び、学び、夢と希望を持ちながらいきいきと育つことができるまちをつくることである。

そのために、私たちは、日本国憲法をはじめとして、世界人権宣言、児童の権利に関する条約等が定める人が生まれながらにして持っている基本的人権の保障の精神と理念を尊重する。そのうえで、未来の調布をつくり、平和への願いと国際社会の発展の一翼を担う子どもの健やかな成長を図るため、家庭、学校等、地域、事業主及び市は、協働して子どもへの支援に取り組んでいかなければならない。

私たちは、子どもが幸福に過ごすことで自立した大人に成長することができることを自覚し、子どもの育ちや子育てを楽しむことができ、子どもが幸福に暮らすことができるまちづくりを進めることをここに決意する。

緑と水に恵まれた自然や、家庭、学校等及び地域のつながりの中で、子どもが夢を持って健やかに育ち、安心して子どもを産み、育てることができるまちを目指すことを宣言し、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、子どもとその家庭への支援の基本理念並びに家庭、学校等、地域、事業主及び市の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、子どもが夢を持ちながら、いきいきと育ち、自立することができるまちづくりを推進し、子どもが健やかに育つことを目的とする。

### (子どもの定義)

第2条 この条例において「子ども」とは、18歳未満の市民をいう。

### (基本理念)

第3条 子どもが健やかに育ち、安心して子どもを産み、育てることができるまちの実現に向け、家庭、学校等、地域、事業主及び市は、協働して取り組むものとする。

## 第2章 人権の尊重

### (人権の尊重)

第4条 大人及び子どもは、日本国憲法が保障する基本的人権を尊重し、命をいつくしむとともに、人を思いやる心を持つことに努めなければならない。

## 第3章 子どもとその家庭への支援

### (子どもの健康の保持増進)

第5条 市は、子どもの心身の健康の保持増進を図るため、健康診断及び健康教育の充実を図るものとする。

2 市は、母子保健に関する総合的な施策を推進するものとする。

3 市は、前2項に規定する施策の実施に当たっては、関係機関との連携を図り、協力体制を構築するものとする。

### (保護を要する子ども等への支援)

第6条 市は、子どもに対する虐待の予防及び早期発見並びに虐待を受けている子どもの援助その他の支援のための体制を整備するものとする。

2 市は、すべての人が、虐待を受けていると思われる子どもを発見したときに、通告をしやすい環境を整備するものとする。

3 市は、ひとり親家庭等の支援について、総合的な施策を推進するものとする。

4 市は、障害児の支援について、総合的な施策を推進するものとする。

5 市は、前各項に規定する施策の実施に当たっては、関係機関との連携を図り、協力体制を構築するものとする。

### (子どもの生活の安全確保)

第7条 市は、子どもが犯罪の被害に遭うことを防止するための対策を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、飲酒、喫煙、薬物乱用等の危険性を子どもに啓発し、その飲用又は使用を

防止するための対策を講ずるよう努めるものとする。

3 市は、子どもの交通事故を防止するための対策を講ずるよう努めるものとする。

4 市は、子どもがいじめに遭うことを防止するとともに、いじめをしないことの教育について、総合的な施策を推進するものとする。

5 市は、犯罪又は災害の被害に遭った子どもとその家庭の救済について、総合的な施策を推進するものとする。

6 市は、子どもが犯罪の加害者になることを防止するとともに、加害者となってしまった子どもとその家庭の支援について、総合的な施策を推進するものとする。

7 市は、前各項に規定する施策の実施に当たっては、関係機関との連携を図り、協力体制を構築するものとする。

### （子どもにやさしいまちづくりの推進）

第8条 市は、子どもが緑あふれる恵まれた自然に囲まれ、安全に安心して過ごすことができ、子どもとその家庭が孤立することのない環境の整備に努め、ぬくもりのあるまちづくりを推進するものとする。

2 市は、子どもとその家庭の住環境の整備、子どもが安全に安心して通行することができる道路の整備、施設のバリアフリー化等の子どもとその家庭にやさしいまちづくりを推進するものとする。

### （子育て家庭への支援）

第9条 市は、保護者の多様な就労形態に対応するとともに、積極的な社会参加を支援するため、仕事と子育ての両立を図るための総合的な施策を推進するものとする。

2 市は、在宅で子育てをしている家庭に対する支援の充実を図るものとする。

3 市は、保育所、学童クラブ等の子どもの施設への入所等を待機する子どもが生ずることのないよう、積極的にその対策を講ずるものとする。

4 市は、保育の需要を的確に把握し、多様な保育サービスの提供を推進するものとする。

### （子どもの相談体制の充実）

第10条 市は、子どもに関する相談を行う機関及び市民団体等と密接な連携を図り、子どもの健やかな成長及び子育てに関する総合的な相談の体制を構築することにより、子どもとその家庭の救済及び回復並びに特別な教育的配慮を必要とする子どもの支援の充実を図るものとする。

### （地域の資源の活用）

第11条 市及び大人は、地域が子どもの育ち及び人とのふれあいの場であり、人間関係を豊かにする場であることに配慮し、子どもが安心して遊び、活動することができる環境づくりに努めるものとする。

2 市は、地域の社会資源を十分かつ効果的に活用することができるよう整備することにより、地域における子どもとその家庭への支援の充実を図るものとする。

### （子どもの社会参加の促進）

第12条 市は、子どもが、社会の一員であることを自覚することができるよう社会参加

をする機会を拡充し、子どもの意見がまちづくりに反映されるよう努めるものとする。

- 2 市及び大人は、個性を伸ばし、人間性を豊かにする文化的・社会的活動に対し、積極的な支援を行うとともに、子どもがその活動に参加し、体験することができる場を確保するよう努めるものとする。

## 第4章 協働の取組

### （家庭の役割）

第13条 家庭は、子どもが育ち、人格を形成するうえで最も大きな役割を担っていることを自覚し、子どもとのふれあいを大切にしよう努めなければならない。

- 2 家庭は、子どもが、基本的な生活習慣、社会の規範を守る意識及び善悪の判断を身に付けることができるよう自らが範を示すとともに、豊かな人間性をはぐくむことができるよう努めなければならない。

### （学校等の役割）

第14条 学校等は、集団生活をとおして、社会性、基礎学力、考える力、創造力等を子どもの心身の発達に応じて身に付けることができるようにするとともに、子どもが自ら学び、遊び、夢を持って将来への可能性を開いていくために、家庭、地域及び市と協働して教育を推進するものとする。

- 2 学校等は、積極的に教育活動等の内容を公表し、地域に開かれた体制及び子どもが相談しやすい環境を整えるとともに、人権教育及びいじめの防止に関する教育を推進するものとする。
- 3 学校等は、子どもに対し、家庭を築くこと、子どもを育てること等に関する教育、啓発、情報提供等の取組を推進するものとする。

### （地域の役割）

第15条 大人は、子育てを地域全体で取り組まなければならない課題ととらえ、子どもの支援に積極的にかかわり、地域の中で子どもが健やかに育つ環境づくりに努めなければならない。

- 2 大人は、その言動が子どもに大きな影響を与えることを認識し、子どもから信頼されるよう自らを省み、子どもの模範となるよう努めなければならない。
- 3 大人及び子どもは、体罰を加え、又は暴力を振るってはならない。
- 4 大人は、虐待を受けていると思われる子どもを発見したときは、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）の定めるところにより、速やかに通告しなければならない。

### （事業主の役割）

第16条 事業主は、子どもが健やかに育つ環境づくりにおいて大切な役割を担っていることを認識し、その雇用する労働者が子どもとのかかわりを深めることができるよう配慮するとともに、学校等又は地域が行う職場体験活動その他の子どもの育成に関する活動に協力するよう努めなければならない。

- 2 子どもを雇用している事業主は、その健康の保持及び成長等に十分に配慮しなければならない。

#### (市の役割)

第17条 市は、常に子どもの最善の利益に配慮し、一人一人の子どもの人権及び個性を尊重するとともに、差別、暴力その他の人権侵害から守られるよう、子どもとその家庭への支援に関する施策を推進するものとする。

- 2 市は、家庭、学校等、地域及び事業主における子どもとその家庭への支援について、相互の連携を図り、総合的な調整を行うことにより、協力体制を構築するものとする。

- 3 市は、前項の規定による調整に当たっては、必要に応じて国及び東京都に協力を求めるものとする。

### 第5章 計画の推進

#### (行動計画の策定等)

第18条 市は、子どもとその家庭への支援を推進するため、その施策に関する計画（以下「行動計画」という。）を策定し、これを実施するものとする。

- 2 市は、行動計画の策定に当たっては、市民の意見を十分に反映するよう努めるとともに、その実施に当たっては、市民の理解及び協力を得られるよう努めるものとする。

- 3 市は、行動計画を効果的に推進するため、その評価を行い、必要に応じて改定を行うものとする。

#### (ネットワークの構築)

第19条 市は、行動計画を総合的に推進するため、関係機関との連絡調整を図り、子どもとその家庭への支援のためのネットワークを構築するものとする。

### 第6章 雑則

#### (広報)

第20条 市は、この条例の定める理念及び内容について、市民の理解を深めるよう、広報活動により広く周知を図るものとする。

#### (意見の反映)

第21条 市は、子どもとその家庭への支援のあり方について広く意見を聴取し、市民の意見を施策に反映するよう努めるものとする。

#### (委任)

第22条 この条例の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則 この条例は、平成17年4月1日から施行する。



(2) 第2期調布っ子すこやかプラン策定体制及びプロセス

1 平成30年度及び令和元年度調布市子ども・子育て会議委員名簿

委員 18人 (うち公募による市民委員3人)

(敬称略, 順不同)

会長	学識経験者(白百合女子大学 教授)	高橋 貴志
委員	調布市民生児童委員協議会	三浦 詩子
委員	調布市保育園協会	渡邊 邦康(平成30年度) 小林 弘一(令和元年度)
委員	調布私立幼稚園協会	金子 剛
委員	調布市私立幼稚園PTA連合会	福井 利恵(平成30年度) 井上 怜子(令和元年度)
委員	NPO法人調布心身障害児・者親の会	箕輪 久子
委員	調布市公立小学校長会	小嶺 大進(平成30年度) 鳥居 圭(令和元年度)
委員	調布市公立中学校長会	高汐 康浩(平成30年度) 佐藤 政彦(令和元年度)
委員	調布市教育相談所	小山 暢子
委員	調布市健全育成推進地区代表者連絡協議会	蓮沼 尚子(平成30年度) 吉田 悟朗(令和元年度)
委員	調布市公立学校PTA連合会	遠田 恵理(平成30年度) 早川 亜希(令和元年度)
委員	調布市学童保育連絡協議会	平井 香織(平成30年度) 舩田 真理(令和元年度)
委員	東京都多摩児童相談所	久保田 哲康
委員	調布市認証保育所事業者連絡会	千葉 直樹
委員	民間学童クラブ施設長	荒木 祐人
委員	公募市民	吉葉 すみれ
委員	公募市民	新井 宗弘
委員	公募市民	仲田 恵

## 2 第2期調布っ子すこやかプランの策定プロセス

会議開催回数 全16回

平成30年度 8回

令和元年度 8回

平成30年度

開催（実施）日	開催（実施）事項	主な内容
6月26日	第1回子ども・子育て会議	○調布っ子すこやかプラン（調布市子ども・子育て支援事業計画）について
7月24日	第2回子ども・子育て会議	○子ども・子育て支援ニーズ調査について ○調布っ子すこやかプラン実績報告（平成29年度）について
8月28日	第3回子ども・子育て会議	○子ども・子育て支援ニーズ調査について ○調布っ子すこやかプラン実績報告（平成29年度）について
9月28日	第4回子ども・子育て会議	○平成31年度開園認可保育園について ○子ども・子育て支援ニーズ調査について
10月30日	第5回子ども・子育て会議	○子ども・若者意識調査について ○平成30年度子ども・若者総合支援事業「ここあ」の上半期実施状況について
12月18日	第6回子ども・子育て会議	○学校教育・保育施設の整備について ○学童クラブの整備について ○子ども・若者意識調査について
平成31年1月31日	第7回子ども・子育て会議	○学校教育・保育施設の整備について ○学童クラブの整備について
平成31年3月28日	第8回子ども・子育て会議	○子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果報告書について ○保育園・学童の申込状況について

令和元年度

開催（実施）日	開催（実施）事項	主な内容
5月24日	第1回子ども・子育て会議	○ニーズ調査結果報告書について
7月26日	第2回子ども・子育て会議	○第2期調布っ子すこやかプラン（調布市子ども・子育て支援事業計画）骨子案について
9月2日	第3回子ども・子育て会議	○第2期調布っ子すこやかプラン（調布市子ども・子育て支援事業計画）骨子案について
10月24日	第4回子ども・子育て会議	○調布っ子すこやかプラン実績報告（平成30年度）について ○第2期調布っ子すこやかプラン（原案）について
11月28日	第5回子ども・子育て会議	○第2期調布っ子すこやかプラン（原案）について ○令和2年度開設予定の認可保育園について
12月26日	第6回子ども・子育て会議	○調布っ子すこやかプラン実績報告（平成30年度）について ○第2期調布っ子すこやかプラン（素案）について
令和2年2月28日	第7回子ども・子育て会議（中止）※	○第2期調布っ子すこやかプラン（素案）に係るパブリック・コメント手続き等について
令和2年3月19日	第8回子ども・子育て会議（中止）※	○第2期調布っ子すこやかプラン（案）について

※第7回及び第8回子ども・子育て会議については、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となりましたので、会議各委員に書面にて報告を行い、意見聴取を経て計画を策定しました。



## 1 児童虐待とは

児童虐待は、家庭内におけるしつけとは明確に異なり、児童にとって有害な行為であれば虐待といえます。子どもや保護者の身体的・精神的要因や、社会的・経済的要因が複雑に絡み合って起こると考えられ、一部の特別な家庭だけのことではなく、どこの家庭にでも起こり得る問題です。虐待は、子どもの心身に深い影響を残し、その回復のために長期間の治療やケアが必要となります。

### 虐待の分類

<b>身体的虐待</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・叩く、殴る、蹴るなどの暴力</li><li>・激しく揺さぶる</li><li>・熱湯をかける、溺れさせる</li><li>・戸外に締め出す</li><li>・意図的に子どもを病気にさせる</li></ul> など	<b>ネグレクト（養育放棄・怠慢）</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・重大な病気でも受診させない</li><li>・乳幼児を家に残したまま外出する</li><li>・子の意思に反して登校させない</li><li>・適切な衣食住の世話をしない</li><li>・同居人等による虐待を放置する</li></ul> など
<b>性的虐待</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・性交、性的行為</li><li>・子どもの性器を触る</li><li>・子どもに性器を触らせる</li><li>・性器や性交を見せる</li><li>・子どもをポルノの被写体にする</li></ul> など	<b>心理的虐待</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・無視、拒否的な態度</li><li>・言葉による脅かし、脅迫</li><li>・子の心を傷つけることを繰り返し言う</li><li>・きょうだいとの極端な差別的扱い</li><li>・子の面前での家族等への暴力や暴言</li></ul> など

## 2 早期発見・通告の義務、通告者の保護

- ・学校、児童福祉施設等の団体や、医師、保健師、弁護士等、児童の福祉に関わりのある者は児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努める義務があります。
- ・虐待を受けたと思われる子供を発見した者は、**速やかに通告する義務**があります。
- ・通告を受けた児童相談所等では、通告の内容や誰が通告してきたかなどの情報を親に知らせたりすることはありません。

## 3 通告（通報）先

●子ども家庭支援センターすこやか（休館日以外の9-17時）  
相談専用 042-481-7731  
虐待ホットライン 0120-087-358

●多摩児童相談所（平日9-17時） 042-372-5600

●全国共通ダイヤル（いつでも） 189（いちはやく）

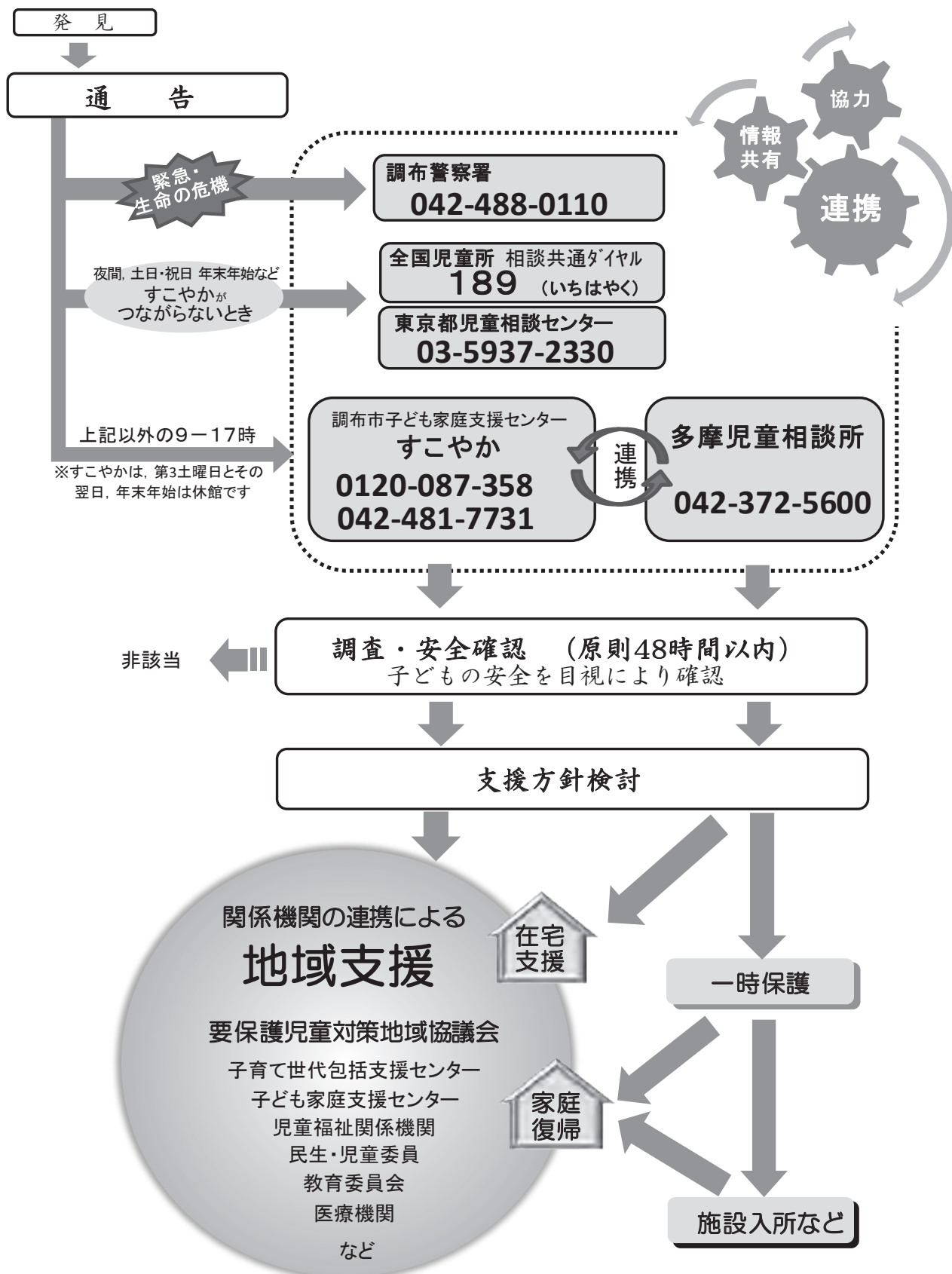
◆緊急時は**警察**へ！ 110番 または 042-488-0110

## 4 虐待に気づくためのチェックリスト

児童虐待を防止するためには、地域や関係機関の気づきが不可欠です。以下に記載の項目に該当する児童や家庭に気づいた場合は、すぐに通告をお願いします。

<b>子どもの様子</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 不自然な外傷（あざ、打撲、やけどなど）が見られる</li> <li><input type="checkbox"/> 家の外に閉め出されている</li> <li><input type="checkbox"/> 衣服や身体が極端に不潔である</li> <li><input type="checkbox"/> 食事を与えられていない</li> <li><input type="checkbox"/> 夜遅くまで遊んだり、徘徊している</li> <li><input type="checkbox"/> いつも子どもの泣き叫ぶ声、叩かれる声が聞こえる</li> <li><input type="checkbox"/> 極端な栄養障害や発達の遅れが見られる（低身長、低体重、急な体重減少等）</li> <li><input type="checkbox"/> 季節にそぐわない服装をしている</li> <li><input type="checkbox"/> 食事に異常な執着を示す</li> <li><input type="checkbox"/> ひどく落ち着きがなく乱暴、情緒不安定、過度に緊張し視線が合わない</li> <li><input type="checkbox"/> 気力がない</li> <li><input type="checkbox"/> 表情が乏しく活気がない（無表情）</li> <li><input type="checkbox"/> 態度が怯えていたり、親や大人の顔色をうかがったり、親を避けようとする</li> <li><input type="checkbox"/> 家に帰りたくないそぶりがある</li> <li><input type="checkbox"/> 誰かれなく大人に甘え、警戒心が過度に薄い</li> </ul>	<b>保護者の様子</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 小さい子どもを置いたまま外出している</li> <li><input type="checkbox"/> 体罰を正当化する</li> <li><input type="checkbox"/> 子どもが怪我や病気をしても医師に見せない、怪我等の説明が不自然</li> <li><input type="checkbox"/> 地域や親族などと交流がなく、孤立している、支援に拒否的である</li> <li><input type="checkbox"/> 子どもの養育に関して拒否的、無関心である</li> <li><input type="checkbox"/> 年齢不相応な養育（しつけ）を正当化する</li> <li><input type="checkbox"/> 子どもに対して拒否的な発言をする</li> <li><input type="checkbox"/> 気分の変動が激しく、子どもや他人にかんしゃくを爆発させる</li> <li><input type="checkbox"/> 夜間徘徊などを黙認する</li> </ul>
<b>民間事業者（水道・電気・ガス事業者）</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 子育て家庭でライフラインが止まっている</li> <li><input type="checkbox"/> 子育て家庭において支払が長期間滞っているなど生活の困窮が心配される</li> <li><input type="checkbox"/> 訪問時、不自然に子を隠し追い返そうとする</li> <li><input type="checkbox"/> 子育て家庭で、いわゆる「ごみ屋敷」など著しく不衛生である</li> </ul>	<b>民間事業者（スーパー、コンビニ、飲食店など）</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 保護者が子どもを叩くのを目撃した</li> <li><input type="checkbox"/> 低年齢の子どもが夜遅く子どもだけで店に入りしている</li> </ul>
<b>マンション、集合住宅等の管理人</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> マンション等の住民から子どもの虐待の目撃等の情報がある</li> <li><input type="checkbox"/> 子育て家庭において支払が長期間滞っているなど生活の困窮が心配される</li> <li><input type="checkbox"/> 訪問時、不自然に子を隠し追い返そうとする</li> <li><input type="checkbox"/> 子育て家庭においていわゆる「ごみ屋敷」など著しく不衛生である</li> </ul>	<b>民生委員・児童委員</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 公園等で一人で夜遅くまで遊んでいる</li> <li><input type="checkbox"/> 近所から子どもの虐待の目撃情報がある</li> <li><input type="checkbox"/> 長らく子どもの姿が見えず、近所でも心配をしている</li> <li><input type="checkbox"/> 外で保護者が子どもをよく怒鳴っている</li> <li><input type="checkbox"/> 子育て家庭においていわゆる「ごみ屋敷」など著しく不衛生である</li> </ul>
<b>保育所・幼稚園・学校等</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 給食やおやつを不自然なほどガツガツ食べる</li> <li><input type="checkbox"/> 無断欠席が多く連絡がとれない</li> <li><input type="checkbox"/> いつも行事などに子どもを参加させない</li> <li><input type="checkbox"/> 治療が必要であっても受診させない</li> </ul>	<b>医療機関</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 怪我の説明が二転三転し、矛盾する</li> <li><input type="checkbox"/> 子どもから怪我の原因を説明させない、保護者が口止めをしている様子</li> <li><input type="checkbox"/> 病気でも受診が遅く、同伴しないこともある</li> <li><input type="checkbox"/> 子どもの健康状態に無関心である</li> <li><input type="checkbox"/> 不審な怪我がある</li> <li><input type="checkbox"/> 保護者にも不審なあざがある</li> </ul>
<b>公共交通機関</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 乗り物やプラットホーム等公共の場で、保護者が子どもを叩く等の目撃情報がある</li> <li><input type="checkbox"/> 低年齢の子どもが夜遅く子どもだけで電車やバスに乗っている、構内にいる</li> </ul>	<b>商店街・自治会</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 商店街などで、保護者が子どもを叩く。怒鳴る等の目撃情報がある</li> <li><input type="checkbox"/> 低年齢の子が夜遅く商店街を徘徊している</li> <li><input type="checkbox"/> 子どもが万引きをしている</li> </ul>

## 5 通告先と通告後の流れ



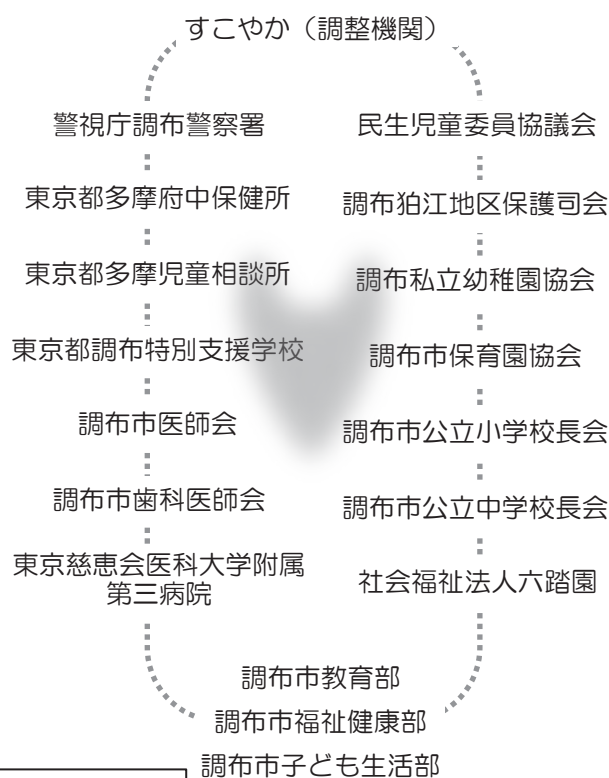
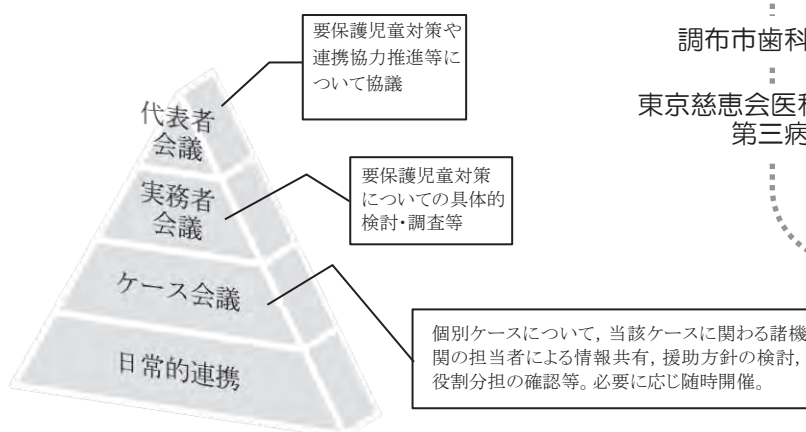


## 6 調布市要保護児童対策地域協議会

児童福祉法第 25 条の 2 において、要保護児童や要支援児童、特定妊婦への適切な支援を図るため、関係者間で必要な情報の交換や、支援に関する協議を行うものとして、要保護児童対策地域協議会の設置が規定されています。

また、同第 25 条の 3 において、協議会は関係機関等に対し、資料や情報の提供、必要な協力等を求めることができるとされ、この協議会の枠組みにより、積極的な情報共有が可能になっています。

調布市では、平成 19 年 2 月に設置し、関係機関の連携を強化に努めています。



## 7 【参考】児童虐待防止に関わる法令

- 虐待の早期発見の義務  
児童虐待の防止等に関する法律 第 5 条
- 通告の義務  
児童福祉法 第 25 条  
児童虐待の防止等に関する法律 第 6 条、第 7 条
- 要保護児童対策地域協議会による情報共有  
児童福祉法 第 25 条の 2、第 25 条の 3



調布市児童虐待防止マニュアル【ダイジェスト版】《令和 2 年 3 月改訂》

編集・発行 調布市

◆調布市子ども家庭センターすこやか◆  
〒182-0022 調布市国府町 3-1-38 2 階  
電話 042-481-7733 FAX 042-481-7734  
HP : <https://jigyodan-chofu.com/sukoyaka/>

◆調布市子ども政策課◆  
〒182-8511 調布市小島町 2-35-1  
電話 042-481-7106 FAX 042-499-6101  
HP <https://www.city.chofu.tokyo.jp/>

(4) 年齢別・子育て支援サービス一覧

調布市子育て支援サービス一覧

※ここでは、実施している地域子ども・子育て支援事業をゆかりサービスを抜粋して掲載しております。

事業名	実施期間												対象年齢				
	01月	02月	03月	04月	05月	06月	07月	08月	09月	10月	11月	12月					
子育て支援 及び 預かり事業	こども子育て支援センター																～小学生
	児童館																～小学生
	児童館																～小学生
	児童館																～小学生
	児童館																～小学生
	児童館																～小学生
	児童館																～小学生
	児童館																～小学生
	児童館																～小学生
	児童館																～小学生
子どもの安全な遊び場・居場所	児童館																～小学生
	児童館																～小学生
	児童館																～小学生
	児童館																～小学生
	児童館																～小学生
	児童館																～小学生
	児童館																～小学生
	児童館																～小学生
	児童館																～小学生
	児童館																～小学生

(5) 相談連絡先一覧

■子育て相談■

機関名		電話	所在地
調布市子ども家庭支援センターすこやか		042-481-7733 (代表)	調布市国領町3-1-38 ココスクエア2階
		042-481-7731 (相談専用)	
		0120-087-358 (虐待防止ホットライン)	
各民生児童委員 (所管：福祉総務課)	各地区の委員へ問い合わせ (所管：042-481-7101)	調布市小島町2-35-1 調布市役所3階	
東京都多摩児童相談所	042-372-5600	多摩市諏訪2-6	
東京都児童相談センター	03-3366-4152 (よいこに電話相談)	新宿区北新宿4-6-1 (東京都子供家庭総合センター内)	
東京都福祉保健局	03-3568-3711 (TOKYO子育て情報サービス)	新宿区西新宿2-8-1 (少子社会対策部家庭支援課母子保健係)	
子育てひろば	オリンピア保育園	0120-820-323	調布市佐須町3-1-5
	東京YWCAまきば保育園	042-483-5208	調布市国領町7-11-1
	つつじヶ丘児童館	042-499-8951	調布市西つつじヶ丘3-19-1
	東部児童館	03-3307-6155	調布市若葉町1-29-21
	国領児童館	042-485-8488	調布市国領町3-8-15 4号棟
	多摩川児童館	042-499-2055	調布市多摩川5-1-2
	深大寺児童館	042-488-7266	調布市深大寺東町5-14-1
	富士見児童館	042-499-3537	調布市富士見町1-8-1
	佐須児童館	042-481-7470	調布市佐須町4-42-2
	西部児童館	042-484-7111	調布市上石原3-21-6
	緑ヶ丘児童館	03-3300-6331	調布市緑ヶ丘2-20-16
	調布ヶ丘児童館	042-499-8777	調布市調布ヶ丘2-36-1
	染地児童館	042-499-1682	調布市染地2-41-12



機関名		電話	所在地
保育園	宮の下保育園	042-486-5682	調布市上石原3-34-10
	上石原保育園	042-484-0234	調布市上石原2-8-3
	富士見保育園	042-481-7671	調布市富士見町2-3-26
	下布田保育園	042-481-7668	調布市布田2-27-4
	神代保育園	042-485-3103	調布市西つつじヶ丘1-40-5
	東部保育園	03-3307-2081	調布市若葉町1-29-21
	金子保育園	042-483-4410	調布市西つつじヶ丘4-16-7
	第五保育園	042-484-2200	調布市国領町3-12-1

### ■健康相談・発達相談■

機関名	電話	所在地
調布市保健センター	042-441-6081 (健康推進課)	調布市小島町2-33-1 調布市文化会館たづくり西館 4階
東京都福祉保健局	03-5285-8898 (母子の健康相談室 小児救急相談)	新宿区西新宿2-8-1 (少子社会対策部家庭支援課 母子保健係)
東京都児童相談センター	03-3366-4152 (よいこに電話相談)	新宿区北新宿4-6-1 (東京都子供家庭総合センター 内)
東京都多摩児童相談所	042-372-5600	多摩市諏訪2-6
調布市子ども発達センター	042-486-1190 (代表)	調布市西町290-49
	042-486-3200 (相談専用)	
調布市子ども家庭支援センターすこやか	042-481-7733 (代表)	調布市国領町3-1-38 ココスクエア2階
	042-481-7731 (相談専用)	

■学校支援・教育相談■

機関名	電話	所在地
指導室	042-481-7718 (7719) (教育支援コーディネーター)	調布市小島町2-36-1 教育会館5階
教育相談所	042-481-7633	調布市小島町2-36-1 教育会館6階
東京都教育相談センター	0120-53-8288 (いじめ相談ホットライン・相談)	新宿区北新宿4-6-1 (東京都子供家庭総合センター内)

■児童虐待・DVに関する相談■

機関名	電話	所在地
調布市子ども家庭支援センターすこやか	0120-087-358 (虐待防止ホットライン)	調布市国領町3-1-38 ココスクエア2階
東京都多摩児童相談所	042-372-5600	多摩市諏訪2-6
東京都児童相談センター	03-3366-4152 (よいこに電話相談)	新宿区北新宿4-6-1 (東京都子供家庭総合センター内)
男女共同参画推進センター	042-443-1213	調布市国領町2-5-15 コクティ3階



刊行物番号

2019-252

---

## 第2期調布っ子すこやかプラン

(令和2年度～令和6年度)

---

発行年月	令和2年3月
発行 (担当)	調布市 子ども生活部子ども政策課 〒182-8511 東京都調布市小島町 2-35-1 TEL : 042-481-7105 / FAX : 042-499-6101